

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決  
特定社労士をしながら、さいたま地裁の労働審判員として、多くの労働審判に携わった。(元労働審判員)  
河原社会保険労務士事務所 河原 清市  
埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554  
メールアドレス [kawahara@kawahara-sr.com](mailto:kawahara@kawahara-sr.com) ホームページ [kawahara-sr.com/](http://kawahara-sr.com/)

## 定期健康診断の対象労働者は誰？ 費用負担は？ 実施は労働時間内か？

まず、会社で、定期健康診断を実施するにあたってどのような従業員に実施すればよいかを考えなければなりません。それには、労働安全衛生法を見る必要があります。

1. 労安法第 66 条 1 項では、  
事業主は、労働者に対して、医師による健康診断を行わなければならない。
2. 労安法第 66 条 5 項では、  
労働者は、事業主が行う健康診断を受けなければならない。

とあります。つまり、事業主と従業員の両者に健康診断を実施する義務があるということです。ここで、この労働者とは、どのような人を言うのかが問題になります。

事業主が、労働者をパートやアルバイトで 1 か月雇用するときも健康診断を毎回しなければならないのかという疑問がわいてくると思われますが、労働安全衛生法の規則の第 43 条と第 44 条には、(定期健康診断) 第 44 条

事業者は、常時使用する労働者に対し、1 年以内ごとに 1 回、定期的に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

- 1 既往歴及び業務歴の調査
- 2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- 4 胸部エックス線検査及びかくたん検査
- 5 血圧の測定
- 6 貧血検査
- 7 肝機能検査
- 8 血中脂質検査
- 9 血糖検査
- 10 尿検査
- 11 心電図検査

(雇入時の健康診断)

第 43 条 事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。ただし、医師による健康診断を受けた後、3 月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。

この 43 条と 44 条に書かれている常時使用する労働者とは？

厚労省労働基準局より各都道府県労働基準局長に出された通達が参考になります。

平成 26 年 7 月 24 日 基発 0724 第 2 号より

事業主が同法の一般健康診断を行うべき「常時使用する短時間労働者」とは、次の①及び②のいずれの要件をも満たす者であること。

- ① 期間の定めのない労働契約により使用される者(期間の定めのある労働契約により使用される者であって、当該契約の契約期間が1年以上である者並びに契約更新により1年以上使用されることが予定されている者及び1年以上引き続き使用されている者を含む。)であること。
- ② その者の1週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3以上であること。

なお、1週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3未満である短時間労働者であっても上記の①の要件に該当し、1週間の労働時間数が、当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数のおおむね2分の1以上である者に対しても一般健康診断を実施することが望ましいこと。

次に、定期健康診断を実施するにあたって①費用負担と②実施する時、労働時間内に実施すべきかどうか問題になる。

それについては、昭和47年9月18日の基発第602号によりますと、

①については、だいたい1件当たり1万5,000円程度かかるが、

労働安全衛生法で事業主に健康診断の実施の義務を課している以上、当然、事業主が負担すべきものである。と述べている。ただし、全額負担しなさいとは、言っていない。

②については、健康診断の受診に要する時間についての賃金の支払いについては、

労働者の健康の確保は、事業の円滑な運営の不可欠な条件であることを考えると、その受診に要した時間の賃金を事業主が支払うことが望ましい。と言っている。

ここで、定期健康診断の費用をより効率的に実施する方法があります。協会けんぽが毎年実施する生活習慣病予防検診を導入するのもいいかもしれません。

1.被保険者の方が対象です。それも 35 歳以上 74 歳以下の受診対象制限があります。

2.検査の内容は、①診察等（問診、視診、聴打診などを実施）、②身体計測、③血圧測定、④尿検査、⑤便潜血反応検査、⑥血液検査、⑦心電図検査、⑧胸部レントゲン検査

それに、⑨胃部レントゲン検査（これが、定期健康診断の検査項目にはない。）

3.費用は、9 項目の総額が 18,865 円ですが、協会けんぽから 62%の補助がありますので、自己負担額は 38%の  $18,865 \times 0.38 = 7,169$  円で済みます。

予防健診の方は、労働者の自己負担が、7,169 円であるが、それを事業所負担つまり、会社の福利厚生費にすれば、会社として毎年の定期健康診断が安く実施できるということになります。

ここに、多少注意することがあります。定期健康診断を実施すると、労働者の健康診断の結果は事業所と労働者の双方に行きます。なぜ、事業所に各労働者の診断結果が行くかと言いますと、会社には労働者に対して安全配慮義務があるからです。一方、生活習慣病予防健診結果は、個人のみに行きます。仮に事業主がその費用を負担し、結果を定期健康診断に利用することの従業員の同意を得れば、双方にとって、ウインウインになると思います。

(35歳未満の従業員に対しては、通常の定期健康診断を受診させればよいと思います。)